

## 「改訂25版 建設業の許可の手びき」正誤表

平素より小社出版物につきまして、格別のお引立てに預かり、誠にありがとうございます。

本書につきまして、下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

頁 数	正	誤
258p～ 263p	別表(二) 次表に差し替えてください。	別表(二)

別表(二) 有資格コード一覧〔一般建設業〕

(注) 「1」…法第7条第2号イ該当 (指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験)  
 「4」…法第7条第2号ロ該当 (10年以上の実務経験)  
 「7」…法第7条第2号ハ該当 (国家資格取得者等)

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
0 1	法第7条第2号イ 該当 (指定学科卒業+実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0 2	法第7条第2号ロ 該当 (10年の実務経験)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
1 1	1級建設機械施工技士	7																											
1 A	1級建設機械施工技士 (附則第4条該当)	7																											
1 2	2級建設機械施工技士 (第1種~第6種)	7																											
1 B	2級建設機械施工技士 (第1種~第6種) (附則第4条該当)	7																											
1 3	1級土木施工管理技士	7																											
1 C	1級土木施工管理技士 (附則第4条該当)	7																											
1 4		土																											
1 D		木																											
1 5	2級土木施工管理技士	7																											
1 6		種別																											
1 E		鋼構造物塗装																											
		乗波注入	7																										
		乗波注入(附則第4条該当)	7																										
2 0	1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
2 A	1級建築施工管理技士 (附則第4条該当)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

建設業法(技術検定) 合格証明書



コード	資格区分	建設業の種類																										
		土工	建大	左	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	透	防	内	機	絶	通	圍	井	具	水	消	清	解
4 C	農業「農業土木」、総合技術監理（農業「農業土木」） （附則第4条該当）	7																										7
4 4	電気電子・総合技術監理（電気電子）						7																					
4 5	機械・総合技術監理（機械）																											
4 6	機械「流体工学」又は「熱工学」、総合技術監理（機 械「流体工学」又は「熱工学」）										7																	
4 7	上下水道・総合技術監理（上下水道）										7																	
4 8	上下水道「上下水道及び工業用水道」、総合技術監理 （上下水道「上下水道及び工業用水道」）										7																	
4 9	水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」）										7																	
4 D	水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」） （附則第4条該当）										7																	
5 0	森林「林業」、総合技術監理（森林「林業」）																											
5 1	森林「森林土木」、総合技術監理（森林「森林土木」）																											
5 A	森林「森林土木」、総合技術監理（森林「森林土木」） （附則第4条該当）																											
5 2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																											
5 3	衛生工学「水質管理」、総合技術監理（衛生工学「水 質管理」）																											
5 4	衛生工学「廃棄物管理」、総合技術監理（衛生工学 「廃棄物管理」）																											
5 5	第1種電気工事士																											
5 6	第2種電気工事士																											
5 8	電気主任技術者（第1種～第3種）																											
5 9	電気通信主任技術者																											

登録証

技術士法

電気工事士法

電気事業法

電気通信事業法

免状

免状

資格者証

【3年】

【5年】

【5年】



コード	資格区分	建設業の種類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	ガ	遮	防	内	織	純	通	圍	井	具	水	消	清	解			
8.1	鉄工(注2)・製罐												7																				
8.2	鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)												7																				
8.3	工場板金															7																	
8.4	板金・建築板金・板金工(注4)									7																							
8.5	板金・板金工・打出し板金															7																	
8.6	かわらぶき・スレート施工									7																							
8.7	ガラス施工																7																
8.8	塗装(注6)・木工塗装・木工塗装工																	7															
8.9	建築塗装・建築塗装工																		7														
9.0	金属塗装・金属塗装工																			7													
9.1	噴霧塗装																				7												
6.7	路面標示施工																																
9.2	量製作・量工																																
9.3	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																																
9.4	熱絶縁施工																																
9.5	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工																																
9.6	造園																																
9.7	防水施工																																
9.8	さく井																																
6.1	地すべり防止工事																																

※等級区分が2級の場合、合格後3年以上の実務経験を要する。平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

【1年】

コード	資格区分	建設業の種類																							
		土	建大	左	石	電	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	圍	井	具	水	消	清	解
6 A	地すべり防止工事 (附則第4条該当)				7															7					7
4 0	基礎くい工事				7																				
6 2	建築設備士							7	7																
6 3	計装							7	7																
6 0	解体工事																								
9 9	その他 (上記に該当するものを除く)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
そ	他																								

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。

(注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにおいて、は、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

(注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにおいて、は、選択科目を「製造作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。  
(注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにおいて、は、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの及び方に合格した者に限られます。

(注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにおいて、は、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

(注5) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにおいて、は、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

(注6) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにおいて、は、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。